

朝日町告示第43号

朝日町ホームページ広告掲載実施要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

朝日町長 笹原靖直

朝日町ホームページ広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町（以下「町」という。）がインターネット上に公開している朝日町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に、民間企業等のバナー広告（以下「広告」という。）を有料掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町ホームページへの広告の掲載により、町の新たな財源を確保するとともに、情報発信施策の推進による町民サービスの向上を目的とする。

(広告の範囲)

第3条 町ホームページに掲載する広告は、町民生活の利便性の向上に寄与するものとし、公共性を損うおそれのないものとする。

2 次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的なもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動及び宗教的活動等に係るものと認められるもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (5) その他町長が不相当と認めるもの

3 前2項の規定は、広告からのリンク先として、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定したサイトの内容についても適用する。

(広告の規格等)

第4条 町ホームページに掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地50ピクセル、左右175ピクセル
- (2) 画像形式 J P E G、P N G又はG I F (アニメーション不可)
- (3) データ容量 10キロバイト以下

2 広告を掲載するページは、町ホームページトップページの広告掲載欄とする。

3 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、申請者が希望すれば、12箇月超えない範囲で連続した複数月とすることができる。ただし、申請日の属する年度内の範囲とする。

2 広告の掲載開始日は、原則として月の初日とする。

3 広告の掲載終了日は、原則として月の末日とする。

(広告掲載の申請)

第7条 広告の掲載を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、朝日町ホームページバナー広告掲載(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に広告の画像及びサイトのアドレスを添付し、掲載希望日の1箇月前までに町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、広告掲載の可否を決定し、朝日町ホームページバナー広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、掲載開始日の15日前までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第9条 納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告の変更又は修正)

第10条 広告主は、広告の画像の変更又は修正があるときは、申請書に所要の修正を加え申請するものとする。

(掲載の変更又は解除)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主に通告することなく掲載を変更し、又は解除することができる。

(1) バナー広告のリンク先のホームページが、事前の連絡なく閉鎖された場合

(2) 広告又はそのリンク先のサイトが第3条各号のいずれかに該当することが判明した場合

(3) 広告主の広告を掲載することが不相当であると町長が判断した場合

2 町は、前項に規定する掲載の変更又は解除により生じた、損害賠償の責任を一切負わないものとする。

(広告主の責務等)

第12条 広告主は、広告媒体に掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、当該広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町長に対して保障するものとする。

3 広告主は、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、町ホームページへの広告掲載に関して必要な事項は、町と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

朝日町ホームページバナー広告掲載申請書

朝日町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

朝日町ホームページ広告掲載実施要綱（令和4年朝日町告示第 号）第7条の規定により、広告画像等を添えて、次のとおり申請します。

1 広告の内容

(1) バナー広告の画像案

別紙のとおり

(2) リンク先サイト又はホームページのアドレス

(3) 掲載希望期間（掲載期間は月単位で記入すること。）

年 月 ～ 年 月

2 申請者の業務内容

3 連絡先

連絡担当者： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

アドレス： _____

（添付資料）バナー広告画像

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（バナー広告掲載申請者） 様

朝日町長

朝日町ホームページバナー広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町ホームページバナー広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載を承認します。
 掲載を承認しません。

2 広告掲載料 _____ 円

3 広告掲載期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで